第百七十四条の四十九の二第二項中「ならない」と」の下に「、同法第二十一条の五の十五第八項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と」を加え、同条第三項中「第百七十四条の四十九の二第一項第二十号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十五号」に改める。

第百七十四条の四十九の十二第一項中「事務（」の下に「同法第三十六条第六項及び第七項（これらの規定を同法第四十一条第四項及び第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等」を加え、同条第二項中「第三十八条第一項」を「第三十六条第八項（同法第四十一条第四項及び第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地から」と、同法第三十八条第一項」に改める。

（国立大学法人法施行令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「第二十九条の六第一項並びに第二十九条の七」を「第二十九条の八第一項並びに第二十九条の九」に改める。

一　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第四号

二　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三号

三　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第十六条第一項第二号

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第六十二条の三」を「第六十二条の四」に改める。

一　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）第一条第九号

二　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）第七条第一項第三十八号及び第二項第四十号

第二章　経過措置

第七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前にされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十一条の十九第一項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定又は指定の更新の申請であって、改正法の施行の際、指定又は指定の更新がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省令第一号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行に伴い、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令（平成二十四年内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の三**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～六　［略］ 七　機構法第十八条第七号に規定する助成金の交付に関する事項 八　機構法第十八条第八号に規定する施設及び設備の供用に関する事項 九　機構法第十八条第九号に規定する研究者及び技術者の養成及び資質の向上に関する事項	（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の三**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～六　［同上］ ［号を加える］ 七　機構法第十八条第七号に規定する施設及び設備の供用に関する事項 八　機構法第十八条第八号に規定する研究者及び技術者の養成及び資質の向上に関する事項